

50歳を過ぎたらこれだけはやっておきたい

遺言

こんな簡単だったんだ!

作成・保管サービス

「費用は安いが作り方が面倒で、保管にも困る」と言われる自筆証書遺言。当事務所は自筆証書遺言のデメリットを克服し、利用しやすい方法を開発しました。

自筆証書遺言のデメリット	当事務所の対策
★デメリット克服 その1 内容が不正確で使えないことがある	専門家が下書きをしますので、公正証書遺言と同様に正確な遺言を作成することができます
★デメリット克服 その2 どこに保管すればいいのかわからない	ご希望により当事務所で保管します。定期的な連絡をいたしますので万が一のときにも安心です。
★デメリット克服 その3 自筆であることの証明ができない	当事務所が独自に開発した方法により、ご本人の自筆であることの証明を残すことができます
★デメリット克服 その4 裁判所で検認の手続が必要になる	当事務所が保管している場合は当事務所が申立てをしますのでスムーズに検認を受けることができます

自筆証書遺言作成サポート
3万円(税別)

自筆証書遺言保管サービス
5千円/年(税別)

中央の自筆証書遺言完全サポートは、当事務所で遺言案を作成しますので確実・正確な自筆証書遺言を作成できます。また、当事務所が責任をもって保管しますので紛失、改ざんなどを防ぐことができます。

そして、万が一、遺言者が亡くなられていたことが判明した場合には、当事務所から、ご指定の相続人にご連絡をとらせていただくこととなります。

こんな方はご検討ください!

- 子供がいらっしゃらない夫婦の方
- 独身で子供がなく、一人っ子の方
- 事業を後継者に引き継ぎたい方
- 内縁の妻や夫がいらっしゃる方
- 主な財産が持ち家の方(分けられない財産)
- 嫁への感謝の気持ちを表したい方
- 相続人に行方不明の方がいらっしゃる方
- 相続争いになることが予想される方



お問い合わせは司法書士法人中央合同事務所まで 電話053-458-1551
〒430-0929 静岡県浜松市中区中央二丁目12番5号